

一般社団法人日本小児神経学会 医療安全委員会細則

第1条 委員会の目的

小児神経領域の安全な医療に関わる諸問題を明確にし、その解決策を他学会とも連携して立案し実行する。会員と一般市民を対象とした医療安全に関する啓発を行う。

第2条 委員の任期

委員長、委員の任期は2年、再任は原則3回までとする。

第3条 定員

委員の定員は20名以内とし、委員は委員会での承認を得て、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

第4条 委員会の開催

学術集会時に委員会を開催し、それとは別に必要に応じて委員会を招集するが、原則としてメール審議で行う。

平成27年7月13日 制定